

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第129号

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市西京極総合運動公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(陸上競技場兼球技場等の部分利用に係る供用時間)

第1条 京都市西京極総合運動公園条例(以下「条例」という。)別表第1に規定する陸上競技場兼球技場及び補助競技場の部分利用に係る供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1月, 2月, 11月及び12月 午前8時から午後5時まで
- (2) 3月, 4月, 9月及び10月 午前7時から午後6時まで
- (3) 5月から8月まで 午前7時から午後7時まで

第2条第1項中「京都市西京極総合運動公園条例(以下「条例」という。)」を「条例」に改め、同条第2項中「第5条前段の規定により」の右に「陸上競技場兼球技場,」を、「フィットネスルーム」の右に「(以下「特定施設」という。)」を加える。

第3条第1項第1号中「陸上競技場兼球技場, 補助競技場, プール兼アイススケートリンク, アーチェリー場又はフィットネスルームの全面利用」を「次号及び第3号に掲げるものを除くほか、特定施設の全面利用又は野球場」に改め、同項第2号中「野球場」を「補助競技場の1時間以内の全面利用」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次号に掲げるものを除くほか、1時間を単位とする補助競技場の全面利用又は条例別表第1に規定する野球場の特定利用に係るもの 利用日の属する月の2箇月前の月の初日

第4条第2項及び第6条第1項中「補助競技場、プール兼アイススケートリンク、アーチェリー場又はフィットネスルーム」を「特定施設」に改める。

別表第1を削る。

別表第2 1中

「

温 水 シ ャ ワ ー 室			10,900	
指 令 室			6,800	
ア ナ ウ ン ス 室			6,800	
写 真 判 定 室			6,800	
会 議 室	A	1 室につき 1 日	3,400	
	B		3,400	
	C		3,400	
	D		3,400	
役 員 室	A			2,700
	B			2,700
	C			2,700
放 送 室 (マイクロホン1本付き)	会議用			6,800

	業務用	6,800

を

温 水 シ ャ ワ ー 室		10,900
指 令 室	1 室につき 1 日	6,800
ア ナ ウ ン ス 室	1 室	1 日 6,800 円 (1 時間以内にあっては 2,500 円, 2 時間以内にあっては 5,000 円)
写 真 判 定 室	1 室につき 1 日	6,800
会 議 室	A	1 日 3,400 円 (1 時間以内にあっては 1,500 円, 2 時間以内にあっては 3,000 円)
	B	
	C	
	D	

役員室	A		1日 2,700円(1時間以内)は1,000円, 2時間以内は2,000円)
	B		
	C		
放送室 (マイクロホン1本付き)	会議用	1室につき1日	6,800
	業務用		

に,

陸上競技用具	一式につき1日	27,300
サッカー用具		4,000
ラグビーフットボール用具		4,000
アメリカンフットボール用具		4,000
ホッケー用具		4,000

を

陸上競技用具	1日 27,300
--------	-----------

	一 式	円(1時間以内 内にあつて は10,000 円, 2時間以 内にあつて は20,000 円)
サ ッ カ ー 用 具		1日4,000 円(1時間 以内にあつ ては1,500 円, 2時間 以内にあつ ては3,000 円)
ラ グ ビ ー フ ツ ト ボ ー ル 用 具		
ア メ リ カ ン フ ツ ト ボ ー ル 用 具		
ホ ツ ケ ー 用 具		

に改め、同表2中

陸 上 競 技 用 具	一 式 に つ き 1 日	4,000
サ ッ カ ー 用 具		4,000
ラ グ ビ ー フ ツ ト ボ ー ル 用 具		4,000
ア メ リ カ ン フ ツ ト ボ ー ル 用 具		4,000

ホ ッ ケ ー 用 具	4,000
-------------	-------

を

陸 上 競 技 用 具	一式につき1日	4,000
サ ッ カ ー 用 具	一 式	1日 4,000 円(1時間 以内にあっ ては 1,500 円, 2時間 以内にあっ ては 3,000 円)
ラ グ ビ ー フ ッ ト ボ ー ル 用 具		
ア メ リ カ ン フ ッ ト ボ ー ル 用 具		
ホ ッ ケ ー 用 具		

に改め、同表3中

放 送 室 (マイクロホン1本付き)	会 議 用	6,800
	業 務 用	6,800
放 送 員 控 室		2,700

を

放送室 (マイクロホン1本付き)	会議用	1室	1日 6,800円(1時間以内にあっては2,500円, 2時間以内にあっては5,000円)
	業務用		
放送員控室		1室につき1日	2,700

に,

スコアボード	一式につき1日	5,500
--------	---------	-------

を

スコアボード	一式	1日 5,500円(1時間以内にあっては2,000円, 2時間以内にあっては4,000円)
--------	----	---

に改め、同表を別表とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)